

午後三時三十三分開会

○衆議院議長（森英介君） それでは、全体会議を始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

大変恐縮ですが、冒頭、私から一言発言をさせていただきます。と思います。

一昨日の全体会議後の記者会見における私の発言について、その真意が伝わらず、結果的に皆様方に無用の御心配や御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

私の発言の趣旨は、現行の皇室典範を前提とすれば、皇族である皇統に属する男系男子から生まれた男子は皇位継承資格を有する皇族になるということであり、現行法の解釈を述べたものであります。

今回の皇族数確保の施策も究極的には安定的な皇位継承の確保に資するものですが、あくまでも今回の議論の対象は皇族数の確保に関するものです。その上で、とりまとめ案の二、三においては、今後、改正後の皇室典範等による皇族数の確保の状況等を踏まえ、安定的な皇位継承を確保するための方策について引き続き検討が行われるべきことについても言及しており、その検討の結果、必要があると思われるときは、所要の措置が講じられるものと認識しております。

したがって、上記の私の発言は、将来の検討を先取りしたり、これを縛るような趣旨ではないということをお理解を賜いましたら幸いです。

あわせまして、先日の全体会議で私が、女性皇族の配偶者と子の身分に関して、有識者会議の第一案に、配偶者と子は皇族として特別の身分を有せず、一般国民としての権利義務を保持し続けるものとするのが考えられるとの付記事項があり、基本的にはこの事項についても了とするとという気持ちが入っていると述べました。

これに関しても、いささか言葉足らずの発言だったために、御心配や御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

私の発言の趣旨は、この考えられるという部分を了としたと述べたものであり、その後の記者会見において、私は、考えられるというところを了としたわけで、それは決定的なことかどうか、またそれは今後の検討課題だと思つと補足をいたしました。

また、この私の発言に続けて、福山副議長が、皇族の方々を取り巻く環境やその他の皇室の状況については、今後様々な環境変化も出てきます、その時々々の皇室の状況に応じて適時適切に対応していくことに尽きると思つておりました、それが今回の附則と附帯決議のところに表れています、ですから、現時点において、御指摘のことについて明示的に申し上げるのは余り私はいいことだとは思つていないので、そこは四者の中でも確認をさせていただいておりますと明確に述べられました。

私ども二人の意見を合わせていただけましたら、極めて妥当なことを申し上げているということをお理解をいただけるのではないかと思います。

いずれにしても、いささか言葉足らずの答弁をしてしまいましたことを皆様方にもおわびを申し上げます。

それでは、本題に入らせていただきます。

前回の全体会議で改めて意見を表明したいとの御発言がありました立憲民主党、公明党、チームみらいから、とりまとめ案についての御発言をいただきたいと思います。

まず、立憲民主党から御発言をお願いいたします。

○参議院議員（長浜博行君） 立憲民主党です。

民主主義を担保するものは、物事を決めるまでのプロセスが公正、中立、透明で、立憲主義、なにかんづく日本国憲法第九十九条を意識しているかどうかだと私は思っております。

国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である国会で議決された法律により、時に国民は権利が守られたり、義務を果たさなければならなくなります。極めてまれに、法を立案する前に、衆参正副議長の下で、各党各会派に参加が要請される全体会議が開催されることがあります。私自身は、二〇一六年八月八日の「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」を端緒とする天皇の退位等に関する皇室典範特例法の立法プロセス全体会議に参画しました。

八十年前、新たな国の柱である日本国憲法や、宮務法ではない一般法としての皇室典範の検討プロセスで議論となった天皇に関する事項に、退位と女帝があります。戦後の混乱期に、大日本帝国から日本へ、天皇制から象徴天皇制に大転換する

ために、私たちの先輩方が脳みそに汗をかきながら国民主権の法整備に尽力された御苦労は想像に難くありません。

後世の国民にその判断が任された、いわゆる生前退位は、有識者の意見、各政党、政治家の発言等が渦巻く中、やはり論を終結させたのは主権者である国民の声、民意だったように思います。日本国憲法下で初めて即位され、そして改正された皇室典範で退位された上皇陛下、皇太子として十分な御教育を受けられた後に国民統合の象徴となられた天皇陛下、この御慶事、国民みんながことほぐことができる道筋をつけたプロセスこそが、全体会議、すなわち立法院の総意だったのではないのでしょうか。いずれにせよ、先人からの宿題の一つはクリアできました。

さて、御下命の議論のとりまとめ案の件です。森議長が会見で、立法院の総意は最大公約数という言葉をお使いになったようですが、それなら、立憲民主党は、一の3、すなわち「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとする」を了としたいと思います。

以上ですと申し上げたいのですが、付言させていただくと、過日言及した高市総理の勘違い、慌てて行った官房長官の弁明、また、一昨日の森議長発言は、私は失言ではなく正直な本音と思っておりますが、議論すべき本筋、すなわち過去からのもう一つの宿題、女性天皇をどう考えるかという問いを避けていることに起因するのではないかと考えます。

日本国憲法第四条に、「天皇は、この憲法の定

める国事に関する行為のみを行ひ、」とあり、「天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。」とあります。また、続く第五条では、「皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。」となっております。

御承知のように、天皇后両陛下はオランダ、ベルギーを公式訪問されますが、その間は、国事の臨時代行に関する法律第二条にある、皇室典範第十七条に定める順序に従って、秋篠宮皇嗣殿下が御執務なさいます。その皇室典範第十七条は、「摂政は、左の順序により、成年に達した皇族が、これに就任する。」とあり、その順序には内親王及び女王も含まれております。

天皇のお仕事を短期間行う臨時代行にしても、大正天皇の御代に見られるように比較的長期にわたる摂政にしても、その地位に就任する際に男女の区別はありません。立憲主義の法治国家である日本国において、戦前の天皇制と異なる象徴天皇制の我が国において、天皇が男性でなければならぬ理由はどこにあるのでしょうか。

日本国憲法第二条「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」とあります。私は、早急に一の3を成立させた後は、総理や議長の混乱を収拾するためにも、皇室典範第一条「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」について、この全体会議で国民的議論を惹起することを御提案申し上げ、意見表明とさせていただきます。

ます。

○衆議院議長（森英介君） 次に、公明党、お願

いします。

○参議院議員（西田実仁君） 公明党は、昨日党内論議を行いました。公明党を代表し、議論の取りまとめに対する党の見解を申し述べます。

女性皇族の身分保持や旧十一宮家に限定した養子縁組など、皇族数確保の具体的方策には賛同いたしません。

これまで我が党は、意見の隔たりがある項目こそ互いの歩み寄りに期待すると申し上げてきました。本とりまとめ案は、まさにそうした方向性に沿ったものと言えます。

しかし、前回の全体会議後の森衆議院議長の御発言については、一言申し上げねばなりません。有識者会議の報告書でも、「皇位継承の問題と切り離して、皇族数の確保を図ることが喫緊の課題」と明記されております。このように、皇族数の確保と皇位継承を切り離して議論してきた前提がある中、あのような発言が急になされたことには、唐突感と強い違和感を禁じ得ず、不適切と言わざるを得ません。

今上陛下から秋篠宮皇嗣殿下、次世代の悠仁親王殿下という皇位継承の流れをゆるがせにしているなら、明記されたことは、我が党を含む各会派の基本認識であり、悠仁親王殿下までの皇位継承の流れは決してゆるがせにはなりません。

一方で、次代以降の在り方は、静かな環境で議論を深めるべき課題であります。

昨日、議長より、将来の検討を縛る趣旨ではな

いとの補足説明が出されましたが、取りまとめの責任を担う議長の御発言は重いと指摘をさせていただきます。

本案による措置が将来の皇位継承の議論をいささかも縛るものではないというこの原理原則が徹底されることをこの場で強く求めてまいります。

この点が担保されることを改めて確認していただくことを条件にし、公明党は、本とりまとめ案を立法院の総意として了承いたします。

以上、意見表明です。

○衆議院議長（森英介君） チームみらい、お願いいたします。

○参議院議員（安野貴博君） チームみらいの安野貴博でございます。

お示しいただいたとりまとめ案につきまして、チームみらいの中でも議論をさせていただきまして、受け止めに申し上げます。

私ども、かねてより、皇族数の確保という課題に対しては、皇室の歴史との整合性を保ちながら、現実に取り得る方策を着実に積み上げていくべきだと申し上げておりました。

本案が示す二つの方向性は、いずれもその考えに沿うものだと考えます。

一つ目、内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持されるという案でございます。

女性の皇族の方が御結婚の後も身分を保持されるという形は、これまでの皇室の歩みとも整合し、皇族数の確保に資する方策の一つとなり得るものでございます。本案がこの方向で整理されたことを前向きに受け止めております。

あわせて、現在の内親王殿下、女王殿下につきましては、婚姻後は皇籍を離脱すると現行制度の下で人生を歩んでこられたことに鑑み、経過措置として、皇族の身分を保持するか否かについて、その御意向を尊重するなど一定の配慮をすべきとされております。

長くその前提の下でお過ごしになってこられた当事者のお立場を踏まえれば、理解できる配慮であると受け止めております。

他方、その配偶者となられる方、そしてお子様の身分の取扱いに関しましては、従来どおり一般国民のままとすることを基本とするべきと考えます。

二つ目は、皇統に属する男系の男子の方を養子縁組によつて皇族とする案でございます。

養子縁組もまた皇族数を確保するための方策の一つたり得ると考えておりますが、皇室に養子が認められてこなかった経緯を踏まえれば、その制度化には慎重さが求められると考えております。

本案が、養子となられる御本人の意思を確認できる年齢の要件、養親となり得る方の範囲、具体的な手続等の要件、さらには、養子となつて皇族となられた方は皇位継承資格を持たないとする点などを一つ一つ吟味しながら、慎重に制度設計を行うとしている点は理解できるものでございます。

そして、皇族数の確保の状況等を勘案し、必要があるときとは一定年数ごとに見直すこととされている点も含め、その具体的な制度設計に当たりましては、国民の皆様のご理解を得ながら、丁寧

に議論を尽くしていくべきものと考えております。

象徴天皇の制度は、国民の総意に支えられてこそ成り立つものでございます。合意できることから一つ一つ結論を積み重ねていくこと、国民の理解を得ながら議論を進めていくことが立法院に課せられた責務であると考えております。

本案の取りまとめに至るまでの正副議長の御尽力に改めて敬意を表します。

以上でございます。

○衆議院議長（森英介君） ありがとうございます。

これをもちまして、全党全会派からのとりまとめ案に対する姿勢の御意見の開陳が終わりました。ほかの政党派で、これまでの全体会議での御発言とは異なる新しい内容の御発言を希望される政党派がございましたら、お手元の札をお立てください。

日本共産党。

○参議院議員（小池晃君） 前回の会議以降のことも含めてお話をしたいと思います。

前回示された「とりまとめ（案）」については、反対、慎重を表明する党派が存在しております。今日も、参議院の野党第一党である立憲民主党さんが慎重であるということを発表されております。これを立法院の総意とすることは、私は許されなというふうに思います。

前回会議の終了後に森衆院議長が、旧宮家の男系男子を養子に迎える案について、養子は皇位継承資格を持たないが、男子が生まれた場合は資格

を持つことになる」と述べたことは、これは看過できません。現行法は、養子をする事ができないとしているわけで、現行法の解釈を述べたと先ほど述べられました。この釈明は容認できるものではないと思います。

前回会議で私は、今回の養子縁組制度が養子として皇族となった方の子孫に皇位継承資格を持たせようとする議論と一体のものであるというふう

に述べましたが、その指摘を議長自身が認めたことになると思います。
それからもう一点、森議長は、女性皇族が結婚後も皇族の身分を保持する案について、前回会議の最後の発言で、政府の有識者会議が二〇二一年の報告書で配偶者と子は皇族の身分を有しないことが考えられるとしていることに言及し、「それを含めて了とする」と語りました。これも、「とりまとめ(案)」では触れられていなかったものであります。先ほど言葉足らずだったと釈明されましたが、言葉足らずということで解決されるものではないと思います。

そもそも、この会議の前提です。
衆参両院正副議長が主宰するこの全体会議は、皇位継承の問題とは切り離して皇族数の確保策について議論する、これを前提としてきたし、前回もそういう議論だったと思います。ところが、森議長は、この協議の前提を覆すものです。会議を主宰する議長としての職責を逸脱するもの

な継承に道筋をつけ、女性・女系天皇の道を閉ざそうという本音を露呈したものにほかなりません。議長の発言は、いざいざも、天皇は男系男子によって継承されるべきという不動の原則であるという立場に基づくものだと思います。憲法に照らして大きな問題があります。
改めて女性天皇の問題について正面から議論をすべきです。立法院の総意とおっしゃいますが、立法院、すなわち国会は、主権者国民の代表であります。国民の声を聞くことなしに立法院の総意をまとめることはできません。有識者、憲法学者などの参考人の意見を聴取し、国民の声を聞く。パブリックコメントを行うことも必要だと思います。広く国民的な議論を行って国民の総意を形成する努力をすることこそ、国会の責務であると申し上げます。
以上です。
○衆議院議長(森英介君) 社会民主党。
○参議院議員(福島みずほ君) ありがとうございます。今日の議題のところに立法院の総意の取りまとめとありますが、今までも何度も、社民党も、共産党も、れいわ新選組も、沖縄の風もだと思いましたが、今日、立憲民主党もおっしゃってくださいました。女性天皇、女系天皇を認めるかどうかを、認める、ちよっとれいわ新選組は違うかもしれませんが、という旨、社民党も強く申ししてきました。ですから、そのことの議論なく立法院の総意の取りまとめとされることは、私たちは立法院の総意に入らないかとも思いますし、やはり乱

暴な議論であると思います。
今、共産党の小池さんもおっしゃいましたが、国民の総意ともかけ離れていることは、やはり主権者である国民の意思を私たち立法院が無視することはできないというふうに思っております。
改めて、養子縁組に関しては、非常に恣意的になされるし、非常に制度としてうまくいくのかどうかということは大変懸念があります。また、門地による差別、法の下の平等を規定している憲法十四条の趣旨からも妥当ではないというふう

間人になることもできるといふふうに思っております。

実際、皇室典範がどっちになるのかもまだ詰め切れていないというふうにも思いますし、私は、この段階で政府提案立法として法案を作る取りまどめをすることには強く反対をいたします。

○衆議院議長（森英介君） れいわ新選組、お願いします。

○衆議院議員（山本ジョージ君） れいわ新選組からも一言述べさせていただきます。

一昨日の会議で、全党の賛同を得ることは不可能との森衆議院議長の発言に対し遺憾の意を表させていただきます。

しかし、その直後の記者会見で森衆議院議長が皇位継承権に踏み込んだ言及をなさったのは皆さん御承知のとおりだと存じます。れいわ新選組のみならず、他の党からも強い抗議の声が上がりました。本議論の前提となる静ひつな環境を議長自らが破壊したとも言えるのではないのでしょうか。加えて、総意がまとまる見通しとの報道さえあります。会議が始まる前にそのように報じられること自体、静ひつな環境とはほど遠いのではないかと思いますね。

なお、この静ひつな環境とは、この衆議院議長公邸の中のみで議論することを意味しないと思います。予算や重要法案の審議においては、地方公聴会を開催して国民の意見を聞いています。今回、立法院の総意を取りまとめるのであれば、先日も述べましたとおり、日本国民の総意との乖離がなかりしかを検討するため、私たちが地方に赴いて

国民の意見を聴取することが必要だったのではないかと考えます。さらには、皇室とゆかりの地に赴くことで歴史から洞察することも一案ではなかったでしょうか。

以上、静ひつな環境ではないこと、また、踏むべき過程が省かれていること、さらには、これも繰り返し述べているように、喫緊の課題である経済対策が放置されている。そういう理由により、我々れいわ新選組としては、今回の取りまどめに反対をいたします。

以上です。

○衆議院議長（森英介君） 日本保守党、お願いします。

○参議院議員（百田尚樹君） 日本保守党、百田尚樹です。

この場で四度目、同じことを申し上げます。日本の歴史とともにある天皇、皇室について、たまたまこのタイミングで選挙に当選しただけの一介の国会議員にすぎない者が意見を表明することとは誠に恐れ多いことと存じますが、あえて申し上げます。今日は一言ではありません。

衆参の議長、副議長が立法院の総意取りまどめに尽力されたことには敬意を表します。しかし、この場に総意がないことは、過去三回の会議での各党派の御意見、また会議後に出席者がメディアに発言した内容で明らかです。

私は、過去三回にわたり、第一案の女性皇族が御婚姻後に皇族の身分を保持されることの将来のリスクを語り、これを了とできない旨を語りました。一方、ある政党の方は、女性が天皇になれな

いのは男女平等を掲げる憲法の精神に反すると言っておられます。大手メディアもこの意見に雷同しています。与党からは、我々とメディアの間を取るかのような意見が表明されていますが、これは私が申し上げたリスクを与党を含む多くの方が真に理解されていないせいではないかと深い危機感を抱きました。

そこで、議論を巻き戻すようになるのは承知の上で、改めて、女性天皇や、女性皇族の配偶者、お子さんに皇族の身分を付与することの危険性についてお話しさせていただきます。

最も恐れるべきは、皇族の血統にない男性の子供が天皇となる事態です。そうなれば、約二千年続いた我が国の皇統が途絶え、全く別の王朝が生まれることになるからです。

女性天皇を主張される方の中には、過去に先例があるから現代にもあつてしかるべきとの意見があります。しかしながら、過去八人の女性天皇がどのような状況で即位されたのか、ここに御出席の方は当然御存じとは思いますが、あえて申し上げます。八人の女帝は、皆様、一種のつなぎといえますか、中継ぎとして即位されています。

八人のうち、即位時に御結婚歴のある方は四人、未婚の方が四人でした。

御結婚歴のある方四人の配偶者は、二人は天皇、一人は皇太子、もう一人は天皇の男系の孫です。つまり、この四人の女帝のお子さんは、全て男系の子孫であり、男子であれば皇位を継ぐことのできる男系男子にはかならず、ここに皇統を脅かす要素は一切なかったのです。

問題は、即位時に未婚であられた四人の女性天皇です。この方々がもし皇族以外の男性と結婚していたら、その子供の存在により、いわゆる女系天皇の問題が生じます。恐らくこのリスクを防ぐためでしょうか、四人の未婚の女性天皇は皆、生涯独身でお過ごしになり、一人のお子さんも残されませんでした。

ちなみに、この四人の女性天皇のお一人に、称徳天皇がいらっしゃいます。この称徳天皇時代に、いわゆる道鏡事件と言われる日本史に残る大事件が起きます。道鏡事件の内容についてはここで詳しく述べませんが、道鏡を天皇にしようという動きは実際に起き、しかし、これは寸前で止められました。もしこのとき道鏡若しくは彼の子孫が天皇に即位していたら、日本の皇統、いや、日本の歴史そのものが断絶していました。恐らく、こうした事件があったから、その後、未婚の女性天皇は生涯独身という不文律のようなものができ上がったのではないのでしょうか。

我が国のこのような歴史に鑑みれば、女性天皇をといて主張に軽々に乗ることにむしろ大きな危険を持つべきでしょう。長い時間をかけて築いた伝統も、失うときは一瞬です。しかも、一旦失えば二度と元には戻せません。

また、天皇になるということは、一般に言われる権利ではありません。大変重い、過酷なお役目を引き受けられるということ。女性がなれないのはおかしいという論理は、天皇という存在への無理解があります。誰々がなれないのはおかしいという論を突き詰めると、国民皆平等なのに私

がなれないのはおかしいという話にも行き着きかねません。

歴史に鑑み、日本保守党の意見は一貫して変わりなく、第一に考えるべきは将来の皇統の安定継承、すなわち悠仁親王殿下の後の代となっても男系男子での継承が可能となる方法をまず取るべきだということです。その方法とは、第二案の皇統に属する男系男子の養子縁組です。これは何としても実現させるべきです。

今般、この第二案が了とされることは結構であり、保守党としては、養子となる方は、旧十一宮家の男系男子の御子孫に限るとい以外、年齢などの要件で制限をつけないことを改めて要望します。

一方、第一案であります女性皇族の御婚姻後の身分保持につきましては、これも変わらず、深い危惧だけがあります。

いま一度はつきり申し上げますが、我が国には今この瞬間も皇統を破壊しようとする外国勢力がばっこしております。つい二十年ほど前まで天皇制廃止を公式に唱えていた政党もあり、一部メディアはそれらに追従するかのよう論調を掲げています。彼らは将来、この第一案を盾に取り、配偶者やお子さんに皇族の身分を与えよという世論を醸成しようと努めます。このリスクを改めて強調しておきます。

かつて日本の権力者の誰もと考えなかつた皇位篡奪を可能にする、そういう重大なリスクをはらむことを今我々は決めようとしているのだという自覚を立法院の全員が持つべきです。

この会議においても、日本国憲法によればと金科玉条のごとく言われる方がおられますが、日本国憲法は制定から僅か八十年足らず。しかも、その原案を作ったのは、GHQ、アメリカを中心とした占領軍です。

対して、皇室には約二千年の歴史があります。世界で最も長い歴史を持つ我が国の国体に対して、私たちは常に謙虚であらねばなりません。国体を触ることへの畏れを忘れるべきではないと私は考えます。一時的な世論や価値観によって伝統を忘れることがあってはなりません。

以上です。ありがとうございました。
○衆議院議長（森英介君） 沖縄の風、お願いします。

○参議院議員（伊波洋一君） 私たち沖縄の風は、さきの退位特例法以降、安定的な皇位継承のため、女性・女系天皇を容認し、女性宮家の制度創設に向け議論すべきと訴えてきました。

まず、皇室典範改正について、国民の関心の高い女性天皇への皇位継承議論が抜け落ちている点で、今回の論点設定は狭過ぎるのではないのでしょうか。

二〇〇五年の小泉内閣当時、有識者会議において、男女の別なく直系長子優先の制度とすることが適当だとする報告書が出されました。

また、二〇一七年の退位特例法に関する附帯決議でも、安定的な皇位継承の確保のための議題の一つとして、女性宮家の創設等について、先延ばしせず議論することが求められており、女性天皇への皇位継承の議論を含むと理解されました。

各種世論調査でも、女性天皇を認めることに對して賛成が六から七割以上にも上り、女性天皇の議論は現代において必然です。

以上、当初述べたものでございますけれども、改めて今回の取りまとめに当たって、こういうようなことが完全に無視されていることについては私たちとしては遺憾でございます。

○衆議院議長（森英介君） 参政党、お願いしませ

○参議院議員（安藤裕君） まず、改めまして、取りまとめに御努力いただきました衆参両院の議長、副議長に感謝を申し上げます。

我々参政党としては、前回申し上げましたとおり、基本的にはこのとりまとめ案に賛成をいたします。

その上で申し上げますけれども、前回も申し上げましたが、我々参政党は、この第一案の中で、内親王そして女王の婚姻によるその配偶者と子を皇族とすべきではないということは、前回も申し上げさせていただきました。

そして、八日の全体会議で、森衆議院議長は、令和三年の政府の有識者会議の報告書に記されている、配偶者と子は皇族という特別の身分を有せず、一般国民としての権利義務を保持し続けるものとするのが考えられる、この文言を引用なさって、これを含めて了としたということを述べられました。

先ほど発言の中でこれは言葉足らずであったという御発言もありましたけれども、我々としては、

この考え方は極めて重要であると考えております。そして、これから皇室典範の改正案の立案に当たっては、婚姻後の女性皇族の配偶者と子は皇族としないことを明確にする、これを改めて要望しておきたいと思っております。

○衆議院議長（森英介君） 中道改革連合、お願いします。

○衆議院議員（笠浩史君） 私どもも、一昨日の全体会議において、このとりまとめ案については基本的に了とする旨を申し上げます。そのことには変わりございません。

しかしながら、先ほどもありました、森衆議院議長の全体会議後の記者会見において、旧宮家の男系男子を養子に迎える案について、養子は皇位継承資格を持たないが、男子が生まれれば皇位継承権を持つことになる旨発言をされたことについては、昨日の議長の談話、あるいは、この会議の冒頭でも釈明とおわびがございましたけれども、あえて一言申し上げるならば、やはり、私どもは、公正中立の立場から立法院の総意の取りまとめに携わる重責にありながら、各党各会派の意見の最大公約数であり、議長の言葉をかりて言えば最良のものとするべき課題にまで踏み込んだ発言を立法院が検討すべき課題にまで踏み込んだ発言を唐突にされたことは不適切であり、遺憾であるということを含めて指摘をさせていただきます。

そして、重ねてでございますが、最後に、二〇一七年の退位特例法案に対する立法院と政府の

やり取りにおいて、必ずしも取りまとめられた立法院の総意をそのまま反映したものとは言えない案が政府から提示され、当時の正副議長や各党代表者による努力で修正させたということを仄聞しております。

今回、立法院の総意が取りまとめられたならば、法案を作成する政府に対し、厳粛に受け止め、誠実な作業を行うよう重ねて求めるとともに、立法院としてのチェックを丁寧に行っていくことが重要であり、仮に立法院の総意に鑑み十分でないものが出てくるのであるならば、差戻しもあり得るとの厳しい姿勢で臨んでいただくことを申し添え、私の意見とさせていただきます。

○衆議院議長（森英介君） ありがとうございます。ここで、正副議長四人で別室において最終確認をするための協議をしたいと思いますので、暫時、中座をさせていただきます。その間、全体会議は休憩とさせていただきますので、よろしく願いいたします。なるべく早めに済ませるようにいたします。

午後四時十分休憩
午後四時十四分開会

○衆議院議長（森英介君） 大変お待たせいたしました。

再開をいたします。ただいま四人で確認をいたしました結果、本日のいただいた御意見につきましては、これまでのそれぞれの党会派の御主張と大きく変わるところはないと判断いたしました。

その上で、最終的なとりまとめをお配りいたしません。資料を配付してください。

お手元に届いたと思いますが、御覧のとおり、前回お配りしたものと内容は同じで案を取ったものです。

令和四年一月に、政府から、天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けてから、四年余りが経過しました。

これまで各党各会派の皆様におかれましては、立法院の総意の取りまとめに向けて真摯に御議論いただき、それぞれに大変見識のある御意見を賜りましたことに、心から敬意を表しますとともに、厚く御礼申し上げます。

前回の全体会議で長浜先生からの御質問にお答えしたとおりであります。立法院の総意の取りまとめは、各党各会派においてそれぞれの御主張があるのは当然のこととして、最終的な取りまとめに当たっては、衆参正副議長四者の下にお互いに歩み寄って妥協点を探すべきとの要請であると受け止めております。

これらを踏まえたとき、私ども四者としては、ただいまお配りしているものがこの要請を満たすものにふさわしいものであると思っております。これをもって立法院の総意の取りまとめとし、政府に対し法制化を要請することにいたします。

なお、とりまとめは、本日中午に速やかに高市内閣総理大臣に手交いたしたいと思っておりますので、木原内閣官房長官におかれましては、御差配のほどをお願いを申し上げます。

○内閣官房長官（木原稔君） 官房長官でございます。

ただいま森衆議院議長から御指示がありました。御指示に基づいて、本日中午に総理の日程を確保するように、ただいまから調整したいと存じます。

○衆議院議長（森英介君） よろしくお願いいたします。

今回の全体会議につきましては、政府において要綱ができた段階において、その確認のために開く予定です。詳細は追って御連絡いたします。

それでは、お三方、特に御発言はないようでございますので、最後に、私から一言、各党各会派の皆様への御協力に感謝を申し上げます。私としては、議長に就任して以来、本件は先送りすることが許されない喫緊の課題であるとの認識の下、立法院の総意の取りまとめに向けてできる限り多くの皆様から賛同が得られるように心を砕いてきたつもりです。

言うまでもなく、立法院には様々な意見が存在しております。政府からの報告書を受領してから四年以上、初回の全体会議から二年以上の時間をかけ、皆様には真摯に議論を積み重ねていただきました。それを踏まえ、両院の正副議長四者で、私以外のお三方にも本心に熱心な、真摯な御協力をいただきました結果が本日のとりまとめだと思っております。

改めまして、これまでの皆様方の御協力に心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。これにて本日の全体会議は終了いたします。

午後四時十八分散会